



ふるぼう知生の

「古ちゃん'S レポート」 第18号

こんにちは。暑い季節を迎えましたが、お元気でお過ごしでしょうか。

さて、6月24日から7月8日まで豊島区議会第二回定例会が開かれ、様々に議論をして参りました。第18号としてレポートを書きましたので、ご一読いただければ幸いです。

今回も一般質問をしました。私もそうですが、テーマは東日本大震災を受けてやはり防災・安全・安心というものが多かったですね。みんなで意見や知恵を出し合って、本当に安全安心な豊島区を築けていければと願うばかりです。

平成23年7月9日

豊島区議会議員 古坊 知生

6月29日 一般質問をしました。



「想定外を想定した本当の安全・安心を目指して」

問1：豊島区において東日本大震災発生時の区対応の総括は？

答：中間的な総括になるが、帰宅困難者対策が最大の教訓となった。率直に準備不足は否めず、鉄道事業者や百貨店と十分な連携をとり、対策を講ずることができなかった。今年度中に混乱防止対策計画を策定し、今年度の地域防災計画改定に反映させていく。

問2：小中学校の下校時及び幼稚園や保育園の退園時に災害が起こった時の子

供の預かり・引き渡しのマニュアル作りが必要では？教育委員会と学校

の連絡体制にも問題点が見られたが、対策は？

答：保護者が自由に書き込み、閲覧できるような通信手段を別途検討する。

非常時の対応のため、食料や水等も一定程度備蓄する準備をしている。

校長会や園長会において、原則として保護者へ直接引き渡すこと、保護

者と連絡が取れない場合は、学校・園で預かりの措置をとることを確認

した。小学校では低学年・高学年で下校時間の差異があるので、保護者

と共に様々な場面を想定したマニュアル作りを進めている。

震災当時、電話回線が不通となり、防災無線がデジタル化工事の最中であ

ったため、連絡手段として使用できなかった。防災無線を有効活用できる

よう定期的に訓練を実施し、連絡体制を構築する。

問3：帰宅困難者の対応において各駅で問題が生じた。池袋駅で行っている大

規模な防災訓練をJRの各駅でも行うべきだ。

答：池袋駅が区内各駅を統括している。できるだけ早期に、各駅で各事業所

等との連携を十分に図り、大規模訓練の実施に努めて参る。

問4：大震災以降、高層階に住もうとする人が激減している。新庁舎建設案に影

響が生じないのか？

答：南池袋二丁目A地区市街地再開発事業では、すでに権利変換計画におい

て床の取得先が金額も含め決定しており、マンション部分も含め2社と

は契約が済んでいる。従って、2社が最終的にマンションに住むエンド

ユーザーに販売できるかどうかは、再開発の事業計画には全く影響しない。

臨海部のマンションは大きな影響を受けているが、台地上にある城北地区

や多摩地区にシフトしている状況がある。今後人気の出るマンションの条件は、地盤が良い高台にあること、帰宅困難者問題から、職住近接で駅に近いこと、耐震対策が優れていることなどであり、今回の再開発建物はこれらの条件にすべて当てはまる希少な物件になると考えている。

問5：大震災以降、震災対応等でこれから大幅な予算が必要となるが、消費低迷で減収が見込まれている。区の財政状況はどうか。基金の創設は？

答：震災後景気の先行きは再び不透明になり今後の税収の動向についても大変心配している。様々な策を講じて、収支バランスを欠くことなく財政運営をして参る。特別区においては9区が防災を目的とした基金を創設している。今後検討して参る。

問6：豊島区は自家発電機能を持ち合わせていない。万が一の時に電力をどのように確保するのか。

答：現在の庁舎に新たに自家発電機能を設置することは経費や設置スペース等の理由で困難である。不測の事態発生時には、区の業務形態を大幅に見直し、必要最低限の基幹業務を実施し、そのための電源確保に努めて参る。

問7：豊島区に分庁舎が免震工事を行っていなかった経緯は？

答：当時、財政悪化が顕在しており、限られた予算の中で、地域防災拠点となる小中学校と、区政の本丸である本庁舎を最優先して実施することになった。

問8：災害派遣等従事車両証明書の発行をより多くの区民に広報すべし。

答：社会福祉協議会と連携し、ボランティア保険加入手続きの際に周知するなど工夫を凝らして、広報に努めて参る。

《都市整備委員会のワンシーン》



【審査案件】

23 請願第 3 号 巢鴨四丁目 19 階建てマンション計画についての請願→全会一致で採択

【報告事項】

1. 南池袋公園地下変電所の工事の進捗について
2. 耐震関係助成制度の拡充について
3. 放射能測定結果及び焼却飛灰の一時保管について



都市整備委員会の質疑応答の時に、「今年も都市整備委員会になりました。」と言ったら、苦笑されました。まだ委員会を選べるほど会派が大きくなっていないので同情してくれたのでしょうか。

今回は審査案件として請願が一件しかありませんでしたが、現地にも一人で行き、自分の目で見、自分の耳で地域の方のお声を聞いて、発言することができました。全会派一致で採択となり、請願者の喜んでおられるお姿が印象的でした。建築紛争予防条例を改正しても、このような紛争がまだ起こるといことが、個人的には残念でなりません。もっと区民の立場に立って更なる条例改正を目指すべきと主張しました。

ふるぼう知生後援会事務局：〒170-0005 豊島区南大塚 2-24-5-201 TEL&FAX：6801-7909
http://furubou.com E-mail:t-furubou@adagio.ocn.ne.jp 会派：刷新の会 TEL 3981-1276